

九州大学副学長の選考等に関する規則

平成26年度九大規則第36号
制 定：平成26年 9月19日

(趣旨)

第1条 この規則は、九州大学学則（平成16年度九大規則第1号）第23条第3項の規定に基づき置く副学長（以下単に「副学長」という。）の選考等に関し必要な事項を定めるものとする。

(選考)

第2条 副学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、総長が選考する。

2 副学長は、本学の職員の兼務とする。

3 総長は、副学長を選考したときは、経営協議会及び教育研究評議会に報告するものとする。

(選考の時期)

第3条 副学長の選考は、次のいずれかに該当する場合その他の場合において、総長が特に必要と認めたとしに行う。

(1) 副学長の任期が満了するとき。

(2) 副学長が辞任を申し出たとき。

(3) 副学長が欠員になったとき。

(任期)

第4条 副学長の任期は、2年を超えない範囲内で総長が定める期間とする。ただし、当該副学長への就任時における総長の任期の終期を超えることはできない。

2 副学長は、再任されることができる。

(解任)

第5条 総長は、副学長が次のいずれかに該当するとき、その他副学長たるに適しないと認めるときは、その副学長を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反があるとき。

2 総長は、前項の規定により副学長を解任したときは、経営協議会及び教育研究評議会に報告するものとする。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、副学長の選考等に関し必要な事項は、総長が定める。

附 則

1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。

2 この規則施行後、最初に任命される副学長は、この規則に基づき選考されたものとみなす。